

高齢者や障がい者への虐待をみんなで防ごう！

健康福祉課 長寿介護係
 地域包括支援センター
 障害福祉係
 ☎☎☎
 (25) (25) (25)
 1188 1182 1186
 3 2 6

高齢者や障がい者への虐待は5つの種別があります

暴力を加える (身体的虐待)

- 平手打ちをする
- つねる、殴る、蹴る
- 無理やり食事を口に入れる
- ベッドに縛りつける
- 薬を過剰に服用させる など

金銭や財産を勝手に使う (経済的虐待)

- お金を渡さない、使わせない
- 本人の家などの財産を無断で売却する
- 年金や預金通帳などを管理し、本人の意思・利益に反して使う など

精神的な苦痛を与える (心理的虐待)

- 排せつの失敗を笑ったり、人前で話して恥をかかせたりする
- 子ども扱いするなどして侮辱する
- 高齢者が話しかけているのを意図的に無視する など

世話をしない (介護や世話の放棄・放任)

- 入浴をさせない
- 食事や水分を与えず、低栄養状態や脱水状態にする
- 室内のゴミや汚物の処理を後回しにする
- 必要とする介護・医療サービスを使わない など

性的な行為を強要する (性的虐待)

- 排せつを失敗した罰として、下半身を裸にして放置する
- 本人の前でわいせつな話をする
- キスをしたり、性器を触らせたり、性行為等を強要したりする など

虐待はどいつで起るの？
 虐待が起こる背景には、さまざまな要因があります。特に生活の世話は虐待と大きく結びついています。
 「家族だからこそきちんとしなければ」という責任感や、生活の世話疲れなどから虐待が始まってしまいうケースも少なくありません。虐待の自覚がなく、適切な世話の方法や認知症や障がいの特性への対応が分からないために自覚のない虐待が日常化してしまうこともあります。

養護者による虐待	高齢者や障がい者の世話や金銭の管理など、身の回りの世話をしている家族や親族、同居するかたによる虐待
従事者による虐待	介護施設や障害者福祉施設などで働く職員による虐待
使用者による虐待	会社や一般の事業所などで、障がい者を雇っている事業主や上司などによる虐待

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」および「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」

誰による虐待が対象となるの？
 虐待は、家庭内だけでなく起こるものではなく、施設や職場などでも起こる可能性があります。法律では、虐待を次の種類に分けています。

また、施設などでは虐待かもしれないと思いつつも、職員としては「虐待だと発言して解雇されたらどうしよう」、家族としては「虐待と伝えて、本人がもっと不利な状況になったらどうしよう」といった悪循環があり、発覚しにくかったり、重度化してから発覚することがあります。
虐待かも？と思ったら…
 虐待は早い時期に第三者が介入するなどして、虐待の悪循環を止めることが大切です。虐待をしているかた、されているかたの両方を虐待から守るために、「虐待かもしれない」と思った時は連絡（通報）してください。

なお、連絡したかたの情報が外部に漏れることはありません。また、連絡が誤報であった場合も罪には問われません。
これって虐待？
 ・ 本来病院に行く必要があるのに治療を受けさせない
 ・ 本来介護サービスを受ける必要があるのに介護サービスを使わせない

これらは介護放棄にあたる可能性があるので、医療や介護の専門家の意見を聞くことも大切です。
地域で虐待を防ぐために…
 虐待は特定の人や特定の家庭で起こるものではありません。自分にも起こりうる身近な問題であると認識しておくことが必要です。

- また、みなさんが自分自身の問題として虐待が起こらないよう、地域全体で支えあっていくことが大切です。
- 高齢者や障がい者、そしてその家族を孤立させないよう、にしましょう。
- ① 日常的な声かけ**
 日常的にあいさつを交わしましょう。日常生活での声かけが地域からの孤立を防ぎます。
 - ② 見守り**
 夜になっても部屋の明かりがつかない、最近姿を見かけないなど、虐待につながる小さなサインは外からでも確認できます。
 - ③ 相談をすすめる**
 日常の世話に負担を感じているかたがいたら、苦勞をねぎらい、地域包括支援センターなどへの相談をすすめましょう。
 - ④ 家族での話し合い**
 介護保険や障がい福祉サービスなどを上手に利用し、無理せず世話できるよう、抱え込まない方法を家族で話し合しましょう。